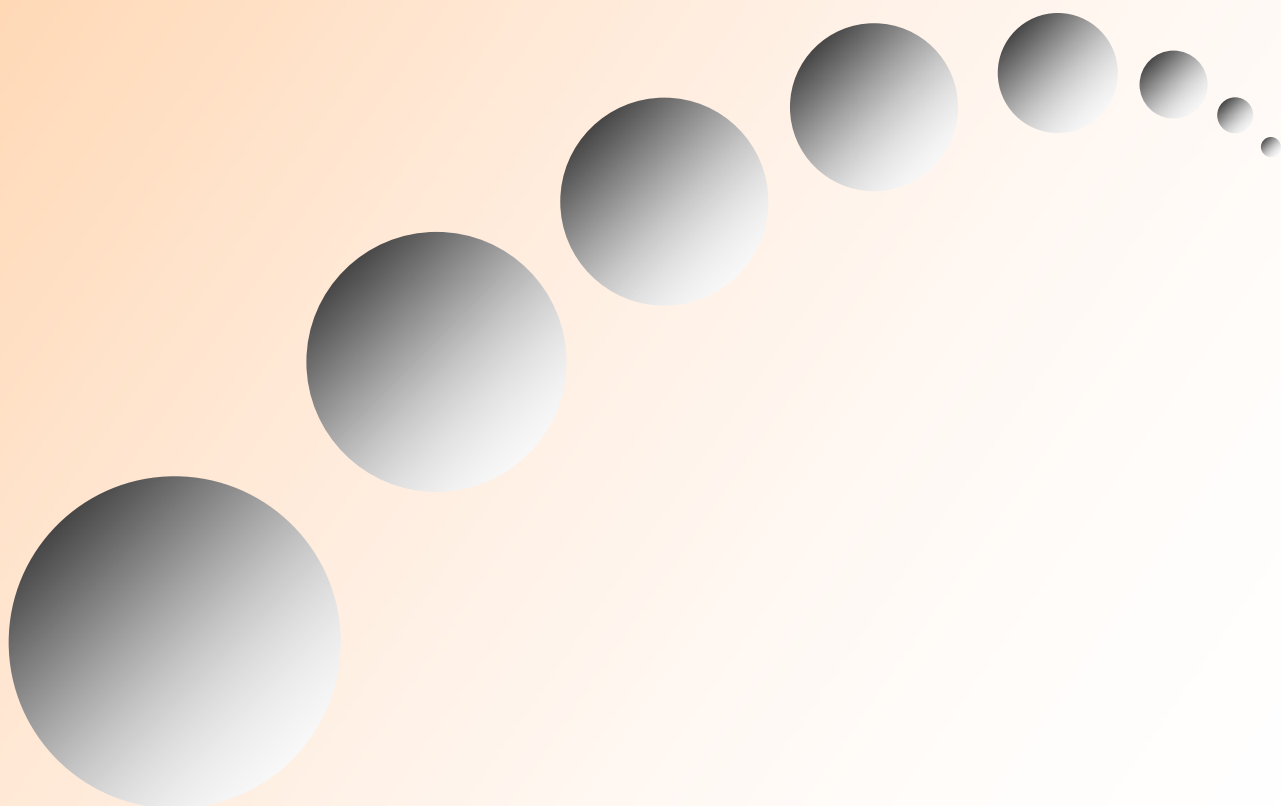


第3章

計画の内容



テーマ

A

男女共同参画の視点に立って社会の制度や慣行などを見直してみよう

重点目標1：自治体、企業、団体などで物事を決めるときに男女がともに参画しよう

世の中は女性、男性、高齢者、若者など性別や年齢の異なる方々、いわゆる「老・若・男・女」で成り立っていますが、現実には起こっている困りごとなど様々な問題を話し合い、決定する場面での代表の方々は、固定的性別役割分担意識（男だから…女だから…という決めつけ）によって、まだまだ、男性が多いという実情があります。住民一人一人が輝くようなこれからの社会を作るためには、女性が政策・方針決定過程（大事な物事を決める場面）へ参画することが必要で、同じようなバランスを確保することがきわめて重要です。

「参加」ではなく「参画」

「参画」とは、単なる「参加」（その場所にいる）ということではなく、「なにか物事を決めるときメンバーになっている。」という積極的な意味があります。「女は黙っている」ではなく、みんなと一緒に考え、よく話し合っ物事を決め実行していくと、みんなが納得できて活力も増していく、そういうことだと理解してください。

①議会への女性の参画を進める。

民主主義において最も重要な政策・方針決定の場である「議会」への女性参画が進むよう、情報や勉強・学習の機会を提供します。

②審議会などへの女性の参画を進める。

県は、条例を守り、引き続き男女いずれかが4割を下回らないようにします。また、市町村や自治会などにおいても取組が進むよう情報や勉強・学習の機会を提供します。

③自治体の管理職への女性の登用を進める。

県は、性別を問わない能力・実績に基づいた女性幹部の登用を引き続き進めます。市町村においても取組が進むよう様々な情報を提供し、意識の向上に努めます。

④企業、団体、教育・研究機関、地域団体などにおいて物事を決める場面への女性の参画を進める。

県は、方針決定過程（物事を決める場面）への女性の参画拡大が進むよう、情報を提供し、意識の向上に努めます。

⑤積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の考え方を広げる。

形だけの平等ではなく、現実に関機(チャンス)が利用できるような仕組みを上げていきます。

<主な具体的施策>

- 女性の政策決定参画のための研修会の開催
- 県内市町村における男女共同参画の状況の情報提供(印刷物等)
- 審議会等委員の選考に活用できるよう「男女共同参画人材バンク」の充実
- 県が設置する委員会等に参加する委員のための託児を実施
- 男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業の認定、顕彰(男女共同参画推進企業認定事業)
- 企業経営者へ意識を持ってもらうよう研修機会を提供

積極的改善措置(ポジティブ・アクション)

差別や格差が、実際に今あるところでは、法律(男女雇用機会均等法など)を守り「平等な扱いをしていますよ」といわれても、なかなか格差が解消されるものではありません。実際に機会(チャンス)がまわってくるような仕組みが求められます。

例えば、ある企業では、いままでは「営業職に女性がほとんどいない(女性は総務や経理だけ)」「管理職は全員男性」であったとします。これを改善しようとするためには、

- ①意欲のある女性(希望者)に対して、営業職向けの研修やトレーニングを行い積極的に営業戦力として女性の活用を図る。
- ②昇進・昇格の基準を明らかにし、女性の管理職候補者に対し研修を行う、などの具体的な行動(改善措置)が必要です。

また、審議会などの委員の数で大きな男女格差があるような場合は、格差を解消するよう選ぶ際に意識的に男女の比率を近づけるように努力することが必要です。

ただし、「積極的改善措置」は、

- ①「男女のいずれか一方」に対し行われることで、必ずしも女性に限ったものではないこと
- ②男女のいずれにも、直接、結果の平等まで求めるものではなく(意欲、能力本位である)、研修の機会なども含めて本当の意味で機会(チャンス)を平等に与え、その結果、男女共同参画が進むこととなるものであること

に留意が必要です。

重点目標2:男だから、女だからと決めつけないで、男女がともに自分らしく生きるため、考え方を考えてみよう

男女共同参画を進める上で大きな障害の一つは、私たちの考えの中に長い時間をかけて形作られてきた「性別に基づく固定的な役割分担意識（男だから…女だから…という決めつけ）」とそれに基づく社会慣行（例えば、はっきりした理由もないのに、昔からこうだと決まっていること）があります。このような考え方は時代とともに変わりつつありますが、いまだに根強く残っていることから、社会的性別（ジェンダー）の視点を意識し男女共同参画への理解をみんなに広めるためには、「教育と学習機会」と「広報・啓発活動」を充実させていくことが重要です。

固定的な性別役割分担(性別に基づく固定的役割分担)意識

個人の能力によってではなく、「女性」「男性」という性別を理由として、役割を決めつける（固定的に分ける）こと（考え方）です。

例えば、「男は仕事、女は家事・育児」「男性は主要業務、女性は補助的業務」などは、固定的な考え方により女性男性の役割を決めている事例です。

社会的性別(ジェンダー)の視点

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある一方、社会通念や慣習の中で、社会によって作りあげられた「女性像」「男性像」があり、これを「社会的性別（ジェンダー／gender）」といいます。

「社会的性別の視点」とは、「社会的性別」が性差別、性別による固定的役割分担、偏見などにつながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとするものです。

「社会的性別」は時代とともに変わるものですが、「男性はこういうものだ」「女性はこうあるべきだ」と決めつけてしまうと個人の能力や選択肢を狭くし、個人の能力を発揮する機会を奪う危険があります。

なお、「社会的性別」という言葉自体には良い、悪いの意味（価値）はなく国際的にも使われている言葉です。

《教育と学習の機会を充実しよう》

①学校教育での男女共同参画の視点に立った学習を充実する。

全ての教育活動を通じて男女共同参画の考え方を取り入れた活動を進め、発達段階に応じ、人権の尊重や男女平等に関する教育を充実します。また、教職員に対する研修も行います。

②様々な選択肢の中から選ぶことができる教育・学習機会を充実する。

進学・就職指導に際し、性別による固定的な職業観や進学観（人文系は女性・理系は男性など）にとらわれず、個人の希望、能力や適性を考えて進路指導を行います。

③家庭教育・社会教育において男女共同参画の視点に立った学習を進める。

家庭では、男女共同参画の視点に立って男女平等意識を高め、家族全員が協力し助け合って暮らすことの大切さを理解することが重要です。また、男女が終生をいきいきと生活するためには、健全な食生活を営む能力の養成（食育）を始め、家庭生活全般にわたる力をつけ、一人一人が自立して男女がともに自分自身の身の回りのことは自分でできるということが重要です。

このようなことから、一般住民の方々を対象とした男女共同参画の視点に立った生涯学習講座などを充実することが必要であり、講座を企画・実施する立場にある方々に対する研修を行います。また、様々な境遇のなかで、女性・男性を問わず「人」として能力を十分に発揮され、本県内外で評価されていながらも、県民に広く知られていない本県ゆかりの人物に光を当て、その功績や人間魅力を広く県民の皆さんにお知らせし、理解を深めます。

④男性を対象とした男女共同参画の学習機会を提供し、男性の自立を進める。

地域、職場などで男性を対象とした学習の機会を増やし、男性からの男女共同参画への理解を求めます。また、男性の自立への努力を支援します。

<主な具体的施策>

- 男女共同参画の視点に立った人権教育学習事例集の活用、教職員研修の実施
- 県内外で評価されながら県民に知られていない本県ゆかりの人物に光を当て、その功績や人間的魅力を再評価し顕彰
- 生涯学習講座等を企画、実施する担当者への研修の実施
- 男性を対象とした研修会の開催
- 男女共同参画リーダー研修の開催
- 地域における子育て支援体制の推進
- 家庭の教育力向上を図るため情報提供や研修講座の開催

《広報・啓発活動を充実する》

①男女共同参画社会の実現に向け、県民の理解を得るための広報活動を充実する。

各市町村が主体的に条例、計画などを作るよう意識の高揚を図ります。また、県のホームページを始めとして様々な方法（県政だより、新聞広告、テレビ、ラジオなど）を使って、県民の皆さんに、分かりやすい男女共同参画の姿をお知らせします。

②メディアにおける男女の人権尊重を働きかける。

情報化が進む中、メディア（新聞、雑誌、テレビ、ラジオなど）による情報が社会に与える影響はますます大きくなっており、これらを活用した男女共同参画の広報はますます重要となっています。

一方で、もちろん表現の自由は尊重されるべきですが、一部メディアにおいては固定的な性別役割分担意識に基づく表現に加え、女性の性的側面を強調したり女性に対する暴力を無批判に扱ったりする情報が見られるので、目にしている我々は、「これでいいのだろうか」ときちん判断できる力を養っていくことが重要です。

③情報を自分の判断で適切に見分けられる能力を育てる。

鳥取県青少年健全育成条例を適切に運用し、青少年を取り巻く環境の健全化を図ります。また、いろいろな情報が溢れる中で、自分の判断で適切に選ぶことができる能力を養い、メディア（新聞、雑誌、テレビ、ラジオに加え、インターネット、ゲームソフトなど）との正しい接し方について研修を行います。

<主な具体的施策>

- 県や市町村の広報紙等広報媒体を活用したPR
- NPO（非営利公益活動団体）、民間団体等が行う人権学習会への支援
- メディアとの接し方についての調査、研修の実施



「Nonprofit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略で、広義では非営利団体のこと。狭義では非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のこと。最狭義では、特定非営利活動促進法（1998年3月成立）により法人格を得た団体（NPO法人）のことを指す。

重点目標3:様々な分野で男女共同参画を進めよう

①防災・復興分野で男女共同参画を進める。

被災現場にあって被災者の中には、女性、高齢者、子どもたちが多数おられるので、防災マニュアルなどを作るときは、これらの人たちに参加していただき、「老・若・男・女」の視点を取り入れます。また、地域での防災や消防の取組に女性の力を活かします。

②地域おこし、まちづくり、観光、環境、科学技術分野などで男女共同参画を進める。

様々な分野で、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、女性リーダーを育てるなど男女共同参画の考え方を取り入れるよう勧めます。

<主な具体的施策>

- 女性防火組織などの育成強化と支援（女性の消防団活動への参加を拡大）
- 環境問題に関する地域や学校における取組を支援

重点目標4:自治会など地域社会での男女共同参画を進めよう

本県の多くを占める中山間地域では過疎化・高齢化が進み地域の力が衰える一方、市街地では地域のつながりが薄くなるなどの課題があります。

また、自治会の中には、実質的な活動は女性が行いながら役員（代表）は男性ばかり、あるいは物事を決める肝心の席では女性が発言しにくく、意見が軽く扱われる、というような状況が見られます。地域のことを話し合う際に、男性ばかりだと「子育てや介護は女性の仕事」「環境問題には関心がない」など議論される事柄や内容が偏ることも考えられます。住民が「老若男女」で構成されている以上、代表者が話し合いをするときは同じような構成でなければ、住民の意見がうまく反映されないでしょう。地域活動に「老若男女」がともに参画し、地域の課題や今後について一緒に話し合い、決定し、実行していくことが重要です。

①家庭や地域社会で男女共同参画の視点で考え方を考えてみる。

男性も家族の介護や育児・家事などに積極的にかかわることが必要です。そのため、男性も働き方に対する考え方を考え、仕事中心から家庭や地域活動とのバランスのとれた生活を考えることが必要です。

また、子どもたちや高齢者のことも家庭内だけのことと考えず、地域ぐるみや制度で支え合い、みんなが助け合うという考え方に立てば、育児や介護についての孤立感や不安も解消され、自ら住んでいる地域を自らの手で住みやすいところに変えていく

ことになり、暮らしやすい地域が実現します。そのため、自治会活動における男女共同参画への勉強や研修を積極的に勧めます。

②青少年の育成や地域活動、ボランティア活動の分野での男女共同参画を進める。

自治会、PTA、ボランティア活動などへの男女の積極的な参画を促します。また、子育てと青少年の健全育成の分野や家庭教育への父親の参加を勧めます。

＜主な具体的施策＞

- 保護者が参加する機会をとらえた子育て講座等の開催
- 子育てサポーターのリーダーを養成する講座の実施
- 家庭教育の啓発や学習資料等を作成配布
- PTA等と連携した、家庭や地域社会における基本的生活習慣の定着及びルール・マナーの確立のための実践活動の推進
- 地域や団体の自主的な研修に対する協力支援
- 父親の家庭教育参加を考える集いの開催
- 「おやじの会」などの取組支援



重点目標5:国際社会の一員として行動しよう

近年、国際社会の動向は国レベルだけでなく、様々な形で本県に影響を及ぼしています。また、県内には外国籍の人も多数生活しています。これらの状況を踏まえ、県レベルでも、国際社会の一員として自覚し行動することが求められます。

①国際社会の一員として男女共同参画の取組への理解を深める。

男女共同参画に関連の深い「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（日本は1985年批准。以下「女子差別撤廃条約」という。）や「北京宣言及び行動綱領（1995年）」を始めとする国際的な基準や規範、国連の活動について理解を深め、国際的な視野を持った人材を育成する学習などの機会を提供します。

②男女共同参画推進に関する環日本海諸国などとの交流を進める。

環日本海諸国を始めとする世界の方々との交流を進め、また、日本におられる外国の方とも交流を深めることにより、異なる文化の中でお互いの「違い」を認め合えるよう理解を進めます。

③外国人居住者が暮らしやすい環境を整備する。

県内に在住する外国人（女性）の方は、言葉、習慣、文化などの違いの中で、失業、配偶者などからの暴力の問題を抱え、相談できる相手もなく孤立する場合があります。相談体制をボランティア団体や市町村とともに充実します。

<主な具体的施策>

- 男女共同参画に関連の深い条約等国際規範の分かりやすい啓発
- 環日本海諸国の民間（女性）団体交流の推進
- 在住外国人への支援事業
 - ・留学生オリエンテーションの開催
 - ・日本語クラス運営事業
 - ・ボランティア登録制度の運営
 - ・在留相談窓口の運営・充実、防災マニュアルの配布（予定）
 - ・相談窓口等のPR

重点目標1：男女がともに能力を発揮できる職場環境をつくろう

本県の女性の就業率は、全国的にも上位にランクされており、これを前提とした職場や家庭の環境づくりを考えることが必要です。一方で、女性の技術者や管理職は少なく、女性の賃金（所定内給与）は、男性の7割弱にとどまっているという現実を踏まえ、雇用の分野において、実質的に男女が平等に機会（チャンス）があり、待遇も平等に扱われるような対策を進めることが重要です。

男女の労働者間に生じている事実上の格差の解消を図り、女性労働者がその能力を十分に発揮できるようにするためには、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（昭和47年法律第113号。以下「男女雇用機会均等法」という。）及び「労働基準法」（昭和22年法律第49号）が守られることはもちろん、企業側は、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）に努め、一方、女性労働者の側も積極的に力をつけることが必要です。

①女性の能力開発を進めるための支援を行う。

企業におけるポジティブ・アクションの推進と併せて、女性労働者の側も能力開発、職業能力を高めていくことが重要です。

②雇用の場において男女に平等な機会(チャンス)があり、かつ母性が尊重される企業を育成する。

女性労働者が性別により差別されることなく、妊娠、出産、子育てといった母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるようにするという男女雇用機会均等法の基本理念を実現するため、働きながら安心して子どもを産み、育てることができるような環境を整備し、かつ、妊娠、出産などを理由とする不利益な取扱いをすることがないような雇用管理を行うことが企業に求められます。

③雇用の場における積極的改善措置(ポジティブ・アクション)を進める。

女性、男性の差別や格差が、実際に今あるところでは、法律（男女雇用機会均等法など）を守るだけでは、格差が解消されるものではありません。例えば、女性管理職登用に向けた教育訓練を行うなど、「積極的改善措置」の取組が必要です（第3章解説参照）。

④経営者も発想を変え、職場における男女共同参画を実現する。

経営戦略の上から、企業が「女性だから」という理由だけで能力を活用しないことは問題があります。

「女性だから」という理由だけで能力を活用しないことは、企業にとっても大きな損失です。企業の顧客の半分は女性だと考えると、営業方針や販売戦略を女性と一緒に考えることは、よりお客さまの立場に立った営業活動ができ、逆に女性が携わっていないと、女性からの視点を欠いた、お客さまにとって不満の残るものになり、企業にとって営業・販売戦略で遅れをとることになりかねません。

また、昨今では、企業の評価が変わってきており、従来の企業評価の物差しであった「良い物をつくり（良いサービスを提供し）、収益を上げる」ということから、「誠実な顧客対応」「法律をきちんと守る」「環境への配慮を怠らない」など範囲が広がっています。このような「企業の社会的責任（＝CSR）」を果たす立場からも、まず、企業の経営者や労務担当者が「男女雇用機会均等法」や「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）などの法律を理解し守ることが重要です。

⑤職場(学校、官公庁を含む)におけるセクシャル・ハラスメント対策を進める。

セクシャル・ハラスメント（職場などにおいて行われる性的な言動で、女性労働者が働きづらくなったり、不利な扱いをされること）は対象となった個人を深く傷つけ、人権を侵害するだけでなく、能力の発揮を妨げたり、生活に深刻な影響を与え、社会的に許されない行為です。

平成19年4月1日から男女雇用機会均等法が改正され、これまでも、事業主はセクシャル・ハラスメントに対する配慮が求められてきましたが、今後は、男性に対するセクシャル・ハラスメントも含めて、対策をとることが義務となります。相談窓口の設置、申し出に対する事実関係を迅速かつ正確に確認すること、相談者のプライバシーの保護、行為者に対する厳正な対処方針を就業規則に定めることなどです。対策をとらず是正指導にも応じない企業は企業名公表の対象となります。法律を守り、男女がともに働きやすい職場環境づくりが求められます。

また、雇用の場以外でも学校、官公庁、その他あらゆる場で、相談体制の整備や研修などその防止に向けて対策をとることが必要です。

セクシャル・
ハラスメント

「人事院規則10・10」では、セクシュアル・ハラスメントを「他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動」と定義しています。

また、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上配慮すべき事項についての指針」（平成18年厚生労働省告示第615号）では、「職場において行われる性的な言動に対する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受けると認められるもの」を対価型セクシュアルハラスメント、「当該性的な言動により労働者の就業環境が害されるもの」を環境型セクシュアルハラスメントと規定しています。

＜主な具体的施策＞

- 訓練ニーズと求人ニーズを考慮して様々な職業訓練を実施
- 男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業の認定、顕彰（男女共同参画推進企業認定事業）
- 企業経営者等を対象とした人権教育・男女共同参画研修会の開催
- 各種法律・制度の普及啓発（チラシ、ガイドブック等）
- 事業所の労使双方に労働情報を内容とする広報誌「労働とっとり」の作成・配布

重点目標2:仕事と家庭を両方大切にしよう

女性も男性もともに家族として、地域の一員としての責任を担うため、特に男性については、職場中心のライフスタイルから、職場・地域・家庭のバランスのとれた生活へと働き方の見直しを進めることが必要です。

そのためには、企業、労働者がともに考え方を变えることが必要で、特に企業トップ（経営者）の意識改革は重要で、

少子化傾向が続く中、男女が安心して子どもを産み育て、家族としての責任を果たすことができる社会にしていくことは、少子化対策を考える上できわめて重要なことです。

①仕事と家庭の両方が成り立つよう、職場ぐるみで応援する取組を進める。

男性も働き方に対する考え方を变え、仕事中心から、家庭や地域活動とのバランスのとれた働き方をすることが求められます。男性も育児参加を楽しむことで、仕事一辺倒になっていた心身をリフレッシュでき仕事に意欲的になったり、育児や家事を通じて新たなマネジメント能力が身につくなどのメリットもあります。

特に企業のトップ（経営者）には、率先してムダな残業をなくすなどの効率の良い職場組織に改め、男性を含めた働き方の見直しや「女に営業は無理」など決めつけたような（固定的な性別役割分担）意識を見直し、育児・介護休業法に基づく制度の定着など具体的な職場環境づくりをすることが求められます。

②子育てを支援する対策を充実する。

少子化については、本県の合計特殊出生率は全国を上回っているものの、その少子化傾向は本県においても深刻な問題です。子育て家庭が安心と喜びを持って子育てに取り組める社会の実現のために、県では、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき平成17年4月に「とっとり子ども未来プラン～鳥取県次世代育成支援行動計画～」を策定、取組を体系化し着実に実行していきます。

また、仕事と子育てを両立する上で負担感を軽減する上でも、子育て支援を充実します。

③ひとり親家庭の自立を支援する。

子育てについては、子育て家庭が安心と喜びを持って子育てができるように環境を整えることが重要です。とりわけ、生活（就業）や子どもの養育面などで不安を抱えているひとり親家庭の親などへは、生活支援、就業支援、子育てなどそれぞれの場面で総合的に自立に向けた支援を推進します。

④労働者が様々な働き方（時間、方法など）を選べるようにする。

ちょうど育児期にあたり、介護が必要な家族のいる方が家庭と仕事の両立を図るためには、一時的に短時間勤務やフレックスタイムが選択できることが問題解決の一つの方法であり、これに伴う適正な労働条件を確保することが重要です。

<主な具体的施策>

- 男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業の認定、顕彰（男女共同参画推進企業認定事業）
- 企業との連携による子育て環境の整備（鳥取県家庭教育推進協力企業制度）
- 保育所や認可外保育施設に対する総合的な支援
- 幼稚園の教育時間終了後や休日に園児を幼稚園内で過ごさせる私立幼稚園に対する支援
- 「放課後子どもプラン」の推進
- 「ファミリー・サポート・センター」の運営、設立等の研修
- ひとり親家庭への総合的な支援（生活支援、就業支援、子育て支援等）の実施（ひとり親家庭への助成、自立支援のための職業・教育訓練給付、保育環境の整備等）
- 中小企業労働相談所（労働・雇用相談員）の機能強化
- 中小企業労働施策アドバイザー制度の活用による、事業所の労務管理改善の促進

重点目標3：農林水産業、商工業など自営業でも男女共同参画を進めよう

農林水産業、商工業などの自営業に従事している女性は、生産、経営、生活面で重要な役割を担っているにもかかわらず、その果たす役割に見合った適正な評価がなされていない面があります。

また、自営業の中でも家族経営となっているところは、経営と生活が不可分なため女性に過重な負担がかかる傾向にあります。

このため、固定的な性別役割分担意識（名義は男性で、女性は裏方に徹するなど）を是正し、女性の役割を適正に評価するため、意識改革とともに、いろいろな制度の充実や支援が必要となります。

この分野での推進のためには、とりわけ市町村や各種団体の取組が期待されています。

フレックス
タイム

1か月以内の一定期間（清算期間）における総労働時間をあらかじめ定めておき、労働者はその枠内で各日の始業及び終業の時刻を自主的に決定し働く制度で、労働者がその生活と業務の調和を図りながら、効率的に働くことができ、労働時間を短縮しようとするものです。

ファミリー・サポ
ーター

「育児の援助を受けたい方」（依頼会員）と「育児の援助を行いたい方」（提供会員）を会員として組織し、地域における子育てを支援する相互援助の会員組織（有償ボランティア）です。

①男女共同参画の視点に立って考え方を変える。

農林水産業、商工業など自営業においては、その担い手が男女にかかわらず持てる力を十分に発揮し、評価され、方針決定過程（物事を決める場面）に参画できることが重要です。そのため、地域社会や職種に残る男女の固定的な性別役割分担意識（男だからこう、女だからこうという決めつけ）とそれに基づく慣行を、問題提起し、もう一度よく考えて変えていくよう努めます。

②物事を決める場面への女性の参画を進める。

農業協同組合の女性正組合員を増やし、さらに農業協同組合や商工団体などへの女性役員、女性農業委員の増加など女性役職員の登用が重要です。そのため、役員として活躍できるような女性の知識の向上のための研修などを行います。

③女性の働きや立場を正しく評価する。

農林水産業、商工業など自営業においては、家族経営協定の推進などにより、家族の経営上の地位を明確にすることが必要です。

また、相続等に伴う財産の取得や承継については、関係者は女性に不利にならないように、その貢献度を正しく評価して取り扱う必要があります。このためには、女性はもちろん、関係者を含めて法律知識を学習することが大切です。

④起業家を目指す女性を支援する。

様々な分野で女性起業家が活躍することは地域社会や経済への活性化につながります。女性グループの地域活動による農産物加工や販売など地域の特性や得意分野を活かした取組を支援します。

また、いったん育児などのために退職した女性が再チャレンジとしてSOHO※などを活用し在宅で起業化を図るなどを支援し、様々な起業のチャンスを整備します。

<主な具体的施策>

- 研修会等による女性自身の参画意識の高揚と必要な知識、技能の習得
- 集落組織等への女性参画に向けた啓発
- 商工団体等による意識啓発研修の実施支援
- 研修会、戸別訪問等による家族経営協定締結の推進とフォローアップ
- 女性農業委員の能力向上のための研修会開催を支援
- 女性グループの地域活動、生産活動への支援
- SOHOビジネスのサポート

※Small Office/Home Office（スモールオフィス・ホームオフィス）の略。会社と自宅や郊外の小さな事務所をコンピューターネットワークで結んで、仕事場にしたもの。あるいはコンピューターネットワークを活用して自宅や小さな事務所で事業を起こすこと。

重点目標4:男女共同参画の視点に立って高齢者や障害者が安心して暮らせる社会にしよう

高齢者の介護や障害者への対応は、現実には家族、とりわけ女性の側に大きく偏っており、女性が負担を感じる場合も多くなっています。このため、こうした課題は、地域や社会全体で支える仕組みが必要であると同時に、「高齢者の介護などは本来、嫁（女性）がするもの」という固定的な性別役割分担意識を改めることも必要です。また、男性も積極的に参加できるよう意識、制度の両面で改善することが求められます。

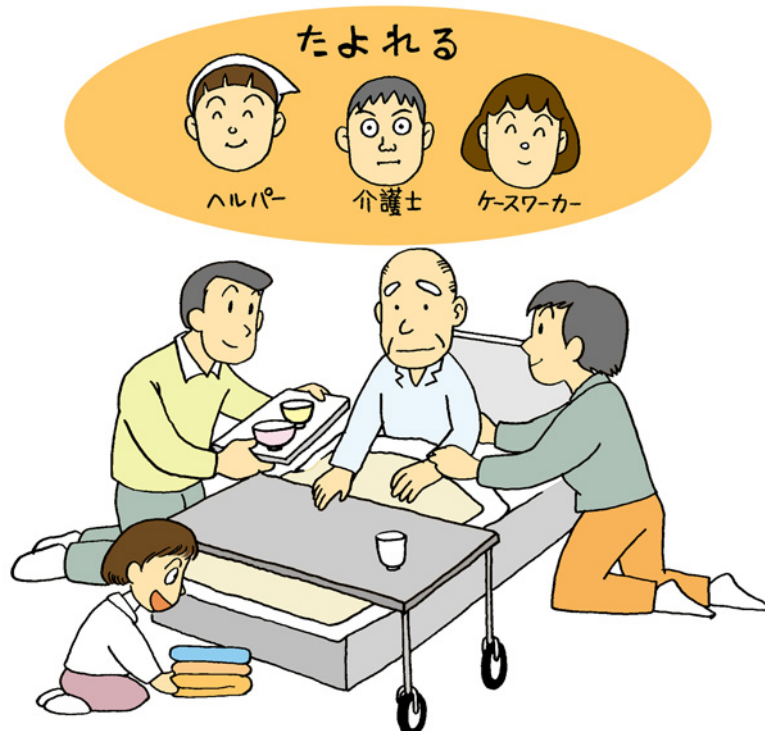
さらに、高齢者がいきいきと暮らすためには、自分自身の身の回りのことは自分でするなど固定的な性別役割分担意識にとらわれず、自立して生活することが大切です。

① 高齢者が安心して暮らせる条件を整備する(雇用、社会参加、介護体制など)。

高齢者が社会との関わりを持ち続け、住み慣れた地域でそこに住む人々と一緒になって暮らすことは、自立した日常生活を過ごす上でとても重要で、そのための機会の提供や環境の整備を図ります。

また、施策を考えたり、道路や駅舎などを整備するときも、成人男性だけを前提にするのではなく、女性や高齢者、障害者などの立場に立ったソフト・ハード両面での様々な「ノーマライゼーション（高齢者や障害者を施設に集めるのではなく、健常者と一緒に助け合いながらみんなで暮らしていこうという考え方）」に基づく社会づくりを進めます。

さらに、要介護高齢者は今後も増加が予想されますが、こうした介護の負担を家族、とりわけ女性に集中することがないように、社会全体で支えます。



②障害者の自立を支援する。

障害者が、その意欲や能力に応じて社会生活を送り、社会の一員として充実した生活を送ることができるよう環境の整備を図る一方で、障害者の雇用・就業を支援します。

＜主な具体的施策＞

○交通バリアフリー化

（バリアフリー＝健常者は困らないが、高齢者や障害者が困るような障害となる物を工夫して取り除こうという考え方。道の段差をなくしたり、床の低いバスを運行したりすること。）

○高齢者の自立を支援するため、コーディネーター（調整役の人）を養成し、地域の皆で助け合う「できる限り自立した日常生活を営む」地域社会の再構築

○高齢者ができるだけ要介護状態にならないように、また障害があっても住み慣れた地域でそこに住む人々とともに安心して社会生活が送れるように、本人を中心に保健や医療、福祉に関わる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から互いに連携して支援する体制を整備

○高齢者虐待予防のための正しい知識の普及・啓発を行うとともに、早期発見・早期対応のための体制を整備

○高齢化の進展に伴う認知症高齢者の増加に対し、早期発見・早期治療体制を整えるとともに、認知症進行に伴って必要とされる専門的な医療、介護、家族支援及び地域の支援体制が適切にマネジメントできる医療、介護専門職を養成し、在宅生活が継続できる体制の整備

○介護支援専門員、認定調査員、主治医、施設管理者、介護サービス事業者等、介護保険サービスに従事する各種専門職等に対し、職種別・専門技術別の研修を行い、介護保険制度の円滑な実施とサービスの質の向上

○障害者の就職を促進するため、事業所に一定期間の訓練を委託し常用雇用への移行

○障害者の雇用・就業の促進を図るため、障害者を対象とした職業訓練を実施

バリアフリー

障害者、高齢者等の社会生活弱者が社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害（障壁）や精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に障害を取り除いた状態をいう。

重点目標1:女性に対するあらゆる暴力をなくそう

暴力は、その対象の性別、年齢、間柄を問わず決して許されない犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。特に女性に対する暴力は男女共同参画社会の形成に当たって早急に克服すべき課題であり、そのため、本県においても、鳥取県男女共同参画推進条例第3条基本理念では、第1号で「男女が、互いにその人権を尊重する社会」を掲げています。

近年、性犯罪など明らかな犯罪行為はもちろん、ストーカー行為や配偶者などからの暴力、児童・高齢者虐待などは、法律の整備は進んできているにもかかわらず、一向に後を絶たない現状にあります。これら暴力は、従来は、個人的な問題として捉えられる傾向にありました。しかし、その背景には固定的な性別役割分担意識、経済力の格差、上下関係など女性と男性が置かれている構造的な問題に根ざしていることがあることを理解し対処していくことが必要です。

①女性に対する暴力を許さない社会づくりを進める。

女性に対する暴力の予防と根絶に向けて、研修など意識啓発を行います。この場合、誰もが被害者、加害者になりうることを自覚して、女性はもとより、男性、若者や高齢者も含めて各層に幅広く理解を得られるようあらゆる場面で暴力のない社会を作ります。

また、最近は、「デートDV（結婚している、いないにかかわらず親密な間柄での暴力）」が、10代の若者を中心に増加していると言われ、調査研究や予防教育の取組が必要です。

②配偶者などからの暴力(ドメスティック・バイオレンス)、性犯罪、ストーカー行為などへの対策を進める。

配偶者などからの暴力は、家庭内において行われることが多いため、なかなか外の人にはわかりにくく、周囲も気づかないうちに被害が深刻化しやすいという特性があります。本県では、平成16年の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）の改正を受け、自治体に義務付けられた「基本計画」と「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」を全国で最初に策定し、特に被害者の自立支援については住宅家賃補助など県独自の制度を展開し全国的にも先進的な取組を行っています。

性犯罪についても、しゅう恥心などから届出がなされにくく事件が表面化しない傾向にあり、それが次の被害者を生む原因のひとつにもなっています。事件の再発を防止するため、性犯罪被害相談電話を設置し、被害者が届出しやすい仕組み・環境を作り、広く県民にお知らせします。

また、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）の制定など法律は整備されてきており、今後は、広報によりストーカーは犯罪行為であるという意識を一層県民に広めていきます。

③被害者及び加害者に対する相談及びカウンセリング体制を整備する。

配偶者などからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）の被害者を取り巻く環境や抱える問題も複雑化してきています。そのため、夜間でも対応できる電話相談窓口を引き続き設けるとともに、行政関係者や民間団体の方々との情報の交換を行っていきます。

また、被害者ばかりではなく加害者に対する相談も行う必要があります。

さらに専門の相談窓口のない市町村では、民生委員、人権擁護委員、保健師などの方々が最初の相談窓口となることがあるため、研修などにより正しい知識やしっかりした自覚を持って対応していただくことが必要です。

④被害者を支援する体制の整備及び関係機関の連携を強化する(二次的被害の防止)。

配偶者などからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）のほか、性犯罪、ストーカー行為などへの対策では、二次的被害（被害にあった人が、相談したことにより対応した職員などから更に精神的な苦痛を受けること）を防ぐ観点からも各機関の職員が同じように正しい知識としっかりした自覚を持って連携する必要があります。そのため研修や同じ情報を持つことが必要です。また、他県との連携による広域体制の整備も欠かせません。

さらに、配偶者などからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）被害者は、避難所を出ても、精神的ダメージや経済的理由（すぐには職が見つからないなど）から、すぐには自立できないことが多いため、被害者への住居の提供、心理ケアなど被害者の精神の回復と経済的自立を図るよう支援します。

<主な具体的施策>

- 婦人保護事業実施の中核機関である婦人相談所の充実
- 外国人のドメスティック・バイオレンス被害者支援員（通訳ができるスタッフ）の養成
- 民間シェルター・ステップハウス（女性の一時的避難所）など民間団体への支援
- 配偶者への暴力の加害者であることに悩む男性用相談電話の実施
- 性犯罪等の被害者に対する相談窓口、カウンセリング体制の整備

男女がお互いの体の特徴を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の基本といえます。特に女性は、妊娠や出産をする可能性があり、人生のそれぞれの段階で、男性と異なる健康上の問題に直面することを理解する必要があります。

鳥取県男女共同参画推進条例第3条「男女共同参画社会の基本理念」では、第3号で「男女が、互いの性を尊重し、性と生殖に関する健康と権利を認め合う社会」を掲げています。

①リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖の健康・権利)に関する正しい知識を普及する。

特に、男女の力関係が平等でないこと、男女間のコミュニケーション(会話)や理解が不足している場合には、女性の健康が脅かされており、心身及びその健康については、女性の人権を基礎にした正しい性教育など正確な知識・情報を基に主体的に行動し、健康な生活が送れるようにしていく必要があります。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖の健康・権利)

(1)「性と生殖の健康(リプロダクティブ・ヘルス)」

1994年、カイロで開催された国際人口/開発会議の行動計画、及び1995年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程のすべての側面において、単に病気や障害がないというばかりではなく、身体的、精神的、社会的に健康(完全に良好な状態)にあることを指す。」とされている。

(2)「性と生殖の権利(リプロダクティブ・ライツ)」

「性と生殖の健康(リプロダクティブ・ヘルス)」を得る権利。

②妊娠・出産など生涯を通じた女性の健康対策を進める。

男女がその健康状態に応じて適切に自己管理を行うことは重要で、特に女性については思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など人生の各ステージに対応した適切な健康管理ができるよう対策を進めることが求められます。

本県においては、10代の人工妊娠中絶実施率が高く、青少年の健全育成や女性の健康維持、命を大切にするという観点から発達段階に応じた適切な性教育を行います。

③性感染症、エイズなどの対策を進める。

エイズ及び性感染症は健康に重大な影響を及ぼすものであり、正しい知識を持ってその予防から治療まで総合的な対策が必要とされます。また、学校においても、児童・生徒が発達段階に応じた正しい知識を身につけるための性教育を実施していきます。

＜主な具体的施策＞

- 学校における性教育・エイズ教育の充実
- 心や性等の健康問題への対策（学校に専門家を派遣・講演会の実施、産婦人科医等をヘルスカウンセリングアドバイザーに委嘱し、助言・面談）
- 女性の健康づくりへの支援
- 女性のがん検診体制整備
- 不妊専門相談センターの設置や不妊治療への助成

